

平成24年度 東北地方整備局コンプライアンス報告書

平成25年 8月 5日

東北地方整備局コンプライアンス推進本部

I. はじめに

東北地方整備局では、平成17年の直轄鋼橋上部工事における談合の発生を踏まえた「入札談合の再発防止対策」、平成19年の水門設備工事の談合に国土交通省職員が関与する官製談合事件に係る「入札談合防止対策」、平成20年の国土交通省職員が関与する競争入札妨害事件に係る「入札関係不祥事の再発防止対策」を踏まえ、職員へのコンプライアンスの意識の向上を図ってきたところである。

一方、今般、高知県内における国土交通省発注の土木工事で入札談合事案が発生し、平成24年10月17日に、公正取引委員会から国土交通省に対し、官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて、国土交通本省において「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

これを踏まえ当整備局では、コンプライアンス推進の内部統制の強化を図るため、平成24年11月9日、「東北地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、また、コンプライアンスの推進を外部からの意見等を踏まえた不断の見直し及び取組の強化に反映させるため、同年11月19日、「東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。

さらに、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、同年12月27日に、「平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、各部長及び各事務所（管理所）長あて通知するとともに、ホームページにも掲載しているところである。

本報告書は、推進計画の実施結果と推進本部による評価並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

II. 推進計画の実施結果と検証及び評価

1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直しについて

推進計画

(1) 入札書と技術提案書の同時提出

……【新規・平成24年度内に一部工事において試行】

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図る。

(2) 予定価格作成時期の後倒し

……【新規・平成24年度内に一部工事において試行】

予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。

◎実施結果

- ・平成25年1月に通知文書（「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」）を发出し、具体的事務取り扱いを各部長及び各事務所（管理所）長あてに通知した。
- ・対象は、分任出負担行為担当官発注の一般土木工事と港湾土木工事の内、総合評価落札方式により行う工事とし、対象工事の発注がある各事務所及び各管理所（以下、「各事務所」という。）において必ず1件以上試行を実施することとした。
- ・平成24年度は16事務所等で16件の試行を実施した。

◎推進本部の評価

平成24年度に対象工事の発注がなかった事務所は、平成25年度の早期に試行を行うこととしている。

また、入札契約手続きの見直しに係る試行を行った結果、以下のような意見が報告されている。

○発注者からの意見

- ・入札書と技術資料の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しをする入札手続きであれば、マスキングの必要は無いのではないか。
- ・公告から開札までの期間が長くなったことで、発注案件の増大や年度末における発注の際の工程管理に、より一層の注意が必要となった。（簡易型総合評価落札方式^{*1}で、約30日が約40日程度。）
- ・公告から入札書提出期限までの期間が短くなったことから、設計図書に変更等があった場合、それを事業者にも周知する時期によっては、入札スケジュールの変更や入札取り止めも有り得るため、より一層の適切な業務処理が必要となった。（簡易型総合評価落札方式で、約30日が約20日程度。）

○事業者からの意見

- ・公告から入札書提出期限までの期間が短いことから、今後もこの位の期間で行うのであれば、積算期間が短く、厳しい日程である。
- ・電子入札システムで、技術資料等と工事費内訳書を同時提出すると、添付ファイルの容量が制限を超えてしまう。

入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続きの、重要かつ中心的な施策であると考えられる。

今後は、平成25年度の試行結果も踏まえ、必要な取組を行う。

*1 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を求める場合に適用するもので、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

推進計画

(3) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

◎実施結果

- ・現在行われている積算業務担当（工務課等）と技術審査・評価業務担当（計画課・品質確保課等）の分離体制やダム管理所の隣接事務所併任者による発注、監督及び検査業務の分離体制による取組を継続して実施している。

◎推進本部の評価

積算業務と技術審査・評価業務を分離することにより、予定価格の情報と評価点の情報をそれぞれ別の部署で管理することになり、秘密情報漏洩の防止につながるという観点から取り組んでいるところである。分離体制について検証したところ、各事務所とも分離体制は適切に確保されていた。

分離体制の確保については、今後、より強化する方向で対応を進める。

推進計画

(4) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

…… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を引き続き実施する。

◎実施結果

- ・技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料について、参加業者名のマスキングを徹底する取組を継続して実施している。

◎推進本部の評価

各事務所でマスキングを確実にしているかを検証したところ、各事務所とも適切に行われていた。

なお、マスキングに伴う事務作業量の増加や、それに伴い入札手続き上のミスにつながる恐れもあるので、引き続き、適切に対応していく必要がある。

2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底について

推進計画

(1) 所内会議等による関係法令及び発注者綱紀保持規程等の周知徹底 …… 継続
綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、官製談合防止法等の関係法令及び発注者綱紀保持規程等について、引き続き職員周知を図る。
なお、併せて、違反行為に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑罰等についても引き続き周知を図る。

◎実施結果

- ・ 1 2月の国家公務員倫理週間における「綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、関係法令、発注者綱紀保持規程等について、職員へ周知徹底した。
- ・ 平成24年度の東北地方整備局コンプライアンス推進計画に係る具体的な取組についても、所属所内会議の開催等により職員へ周知徹底した。

◎推進本部の評価

周知徹底の方法等を検証したが、各事務所において、綱紀粛正対策委員会や、幹部職員の定期会議等で周知徹底する等、適切に対応している。

また、各職員へは、所属長から課内会議やメールで周知する等、適切に対応している。

職員への周知等は適切に行われているが、それが職員への意識の徹底につながるためには、1 2月の国家公務員倫理週間等での周知だけでなく、機会があるごとに周知する必要がある。

推進計画

(2) コンプライアンス・ミーティングの実施 …… 継続
日常の業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施する。

◎実施結果

- ・ 1 2月の「国家公務員倫理週間」における取組項目として、公務員倫理や利害関係者との対応等をテーマに、各所属所等においてミーティングを実施した。

◎推進本部の評価

それぞれの所属で、どれくらいの参加率であったかを検証したところ、本局及び各事務所で実施され、職員の参加率は平均では90%を超える取組となっている。

なお、参加率が平均より低かった所属に対しては、個別に参加を促していくこととする。

また、職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、今後は、年度当初にも実施する等、実施回数を増やしていく。

推進計画

(3) eラーニングの受講

…… 継続

コンプライアンスeラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（服務、倫理、官製談合防止）の受講率100%を目指すとともに、新たに作成した公務員倫理（一般職員用及び幹部職員用）のコンテンツの受講指導を引き続き実施する。

◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講率100%を目指し、所属所内会議等において引き続き受講指導を実施した。

◎推進本部の評価

それぞれのコンテンツでの受講率を検証したところ、3月末現在における各コンテンツの受講率は次のとおりである。

- ・「コンプライアンスの徹底」 §1 服務 → 97%、 §2 倫理 → 96%、 §3 官製談合防止法 → 95%
- ・「倫理的な組織風土を構築するために」 → 100%
- ・「公務員倫理について学ぶ」 → 86%

平成24年12月に新たに導入された「公務員倫理について学ぶ」以外は、受講率が95%を超えており、大部分の職員が受講済みとなった。今後、未受講の職員については、個別に受講指導を促す。

推進計画

(4) セルフチェックシートの作成・活用

…… 【新規・平成25年1月～】

発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項について、20問程度の設問と解説を加えた「セルフチェックシート」を作成し、所属所内会議等での活用を図る。

◎実施結果

- ・「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、2月末までにほぼすべての職員が実施した。

◎推進本部の評価

実施率を検証したところ、約98.7%であった。

これにより、ほぼ全職員に近い人数が実施したと評価できるが、期間中に実施できなかった事務所があった。当該事務所には、早期の実施を促した。

今後は、新たなチェックシートの作成や実施方法の工夫をする。

推進計画

(5) 幹部職員会議における周知徹底

…… 継続

事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした会議において、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。

また、新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議（コンプライアンス講習）についても引き続き実施する。

◎実施結果

- ・ 新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議を、平成24年5月17日に開催し、その際、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を実施し、意識の涵養を図った。

◎推進本部の評価

外部講師による講話は、内部講師とは違った視点からの内容のものであり、幹部職員へのコンプライアンスの意識の徹底に効果的であった。

今後も対象者の範囲を広げるなど、工夫をしながら継続する。

3. 事業者等との適切な対応について

推進計画

(1) 事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知

…… 継続

東北地方整備局発注者綱紀保持規程等関係法令等について、次のような取組により事業者及び来庁者等へ引き続き周知徹底する。

- ① ホームページに有資格業者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼の掲載。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を同封。
- ③ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示。

◎実施結果

- ・ ホームページに有資格業者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を引き続き掲載した。
- ・ 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力を依頼するリーフレットを同封し、有資格業者への周知を行った。
- ・ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を引き続き掲示した。

◎推進本部の評価

発注者綱紀保持に関する取組への協力を依頼するリーフレットを、約12,300の事業者あて参加資格認定通知書に同封して送付した。

また、各事務所で、庁舎及び執務室入口等に掲示している「入室に当たっての協力依頼」を点検したところ、引き続き行っており、事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知は適切に行われている。

推進計画

(2) 事業者等との応接方法の徹底	…… 継続
事業者等との応接に当たっては、次のとおり行うことを引き続き徹底する。	
① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。	
② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。 この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。	

◎実施結果

- ・発注者綱紀保持規程第7条に基づく応接方法について、所属所内会議等において引き続き徹底するよう周知した。

◎推進本部の評価

各事務所の応接方法の周知について検証したところ、綱紀肅正対策委員会や幹部会定期会議等で適切に周知されていた。

4. 技術審査資料等の管理の徹底について

推進計画

(1) 回収及び処分等のルール of 徹底	…… 継続
技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。	
また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。	

◎実施結果

- ・技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底するよう所属所内会議等において周知した。

◎推進本部の評価

各事務所の回収及び処分等のルールの徹底の周知について検証したところ、入契委員会等で周知されていたとともに、適切に実施されていた。

推進計画

(2) 厳重な保管 …… 継続

資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き続き厳重に保管する。

◎実施結果

- ・資料作成の基礎となるデータについては、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないよう引き続き厳重に保管するよう所属所内会議等において周知した。

◎推進本部の評価

各事務所の周知について検証したところ、所内会議や入契委員会等で説明する等で、周知されていた。今後も引き続き、情報管理の徹底を図る。

また今後、「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」において、機密情報に関する管理の方法及び情報管理責任者の明確化、ルール化を定め、更なる情報管理の徹底を進める。

5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応について

推進計画

(1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応 …… 継続

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

(2) 不当な働きかけに対する対応 …… 継続

事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

◎実施結果

- ・発注者綱紀保持規程第9条に基づく報告及び第10条に基づく外部窓口を経由した報告等について、所属所内会議等において、フロー図により職員へ周知徹底した。
- ・発注者綱紀保持規程第14条に基づく対応等について、所属所内会議等において、フロー図により職員へ周知徹底した。

◎推進本部の評価

各事務所の周知について検証したところ、幹部定期会議や課内会議、所属職員あてのメール等で適切に周知されていた。

6. 入札結果の継続的監視について

推進計画

(1) 談合疑義案件の確認

…… 継続

談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。

◎実施結果

- ・「入札談合に関する情報等の判断に係る標準取扱基準」に該当すると判断したときの報告を引き続き実施した。(平成24年度の報告件数は171件。内、公正取引委員会に報告したものは8件)

◎推進本部の評価

各事務所での談合疑義案件の確認についてどのように行っているか検証したところ、入札契約委員会等で、入札談合疑義案件が生じた場合の具体的な取扱について説明されており、該当事案についても適切に報告されていた。

Ⅲ. 委員会からの意見等

○「1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し」について

- ・業者に過度の負担を与えないように慎重に進めるべきと考える。確かに、不正の発生は防げると思うが、その負の効果として、応募する業者の数が減少するようなことも考えられる。入札契約については、完全に不正の発生を防ぐことはかなり困難であり、リスクゼロを求めて、職員および業者に過度の負担を与えることは、不正以外のミスや過労による健康面での問題を惹起する可能性がある。
- ・一つの仕事を複数者が担当することにより不正発生の確率は格段に低下するものと思うが、同時に、当該仕事に対する責任感の低下も生じることが懸念される。ケアレスミスの発生が特に懸念される。なんらかの形で、複数者によるチェックプロセスが、必要になるかもしれない。

○「2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底」について

- ・「e-ラーニング、コンプライアンス・ミーティング等」が形骸化しないような工夫が必要。職員からの発言を求めるなどのミーティングでの工夫、当事者意識の涵養などの工夫が必要と感じる。同じことの繰り返しは現状維持ではなく、必ず退化をもたらす。一層の企画が必要。
- ・コンプライアンスの本当の意味は、適切に物事に対処すること。コンプライアンス＝法令遵守ではないことの説明は繰り返す必要があると思う。コンプライアンスの重要性を身につけることは、公務員としての仕事をするうえで、自分の身分を守るうえで不可欠な要素であることが強調されるべき。

・狭義のコンプライアンスである法令遵守を強調することにより、職員間の信頼感や適切な融通が失われないように工夫することが大事。法令遵守は、ややもすると、「多少ともリスクのある仕事はしない」という安易な結論を導く場合がある。意義のある仕事をするための一つの必要条件としてのコンプライアンスの重要性について、職員間での意識共有を目指した活動が望ましいと考える。

○「3. 事業者等との適切な対応」について

・不正行為というのは、確かに当方の職員の方々の意識が重要であると思うが、他方、事業者側の認識も基本的要件となるのではないか。事業者側に対し、コンプライアンス意識をどのように徹底してもらうかということも大事なことで、我々としてできることとして、「有資格業者の皆様へ」といったHPや、発注者綱紀保持にご協力をというパンフなどの内容を更に検討し、むしろ不正行為をすることによるデメリットを簡潔かつ強烈にアピールすることも必要なのではないかと思う。

○「4. 技術審査資料等の管理の徹底」について

・一人の人間だけで重要な情報を管理した場合、その者に不測の事態があったときに、その情報が取り出せなくなることがあることも考慮しておく必要がある。
・情報管理の徹底をあまりやり過ぎると、職員同士で大事な情報が共有できなくなるといった弊害が生じることも危惧される。

○「5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応」について

・不当な働きかけについては、働きかけをする側は、手を変え品を変えることが予想されるので、具体的事例で何が該当し、何が該当しないのかはなかなか難しいことであろうかと思う。これはどうなのだろう？というケースで、担当者が独自に判断し、誰にも報告せず、ということはあるが、少しでも疑わしい働きかけがあれば上司に報告し、協議して、その結果「不当な働きかけ」に該当しないという結論に至ったとしても、それを記録として残しておくことは有用だと考える。

○「6. 入札結果の継続的監視」について

・特になし

○総評

・平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の各項目に関する委員会の意見としては上記のとおりであるが、「平成24年度東北地方整備局コンプライアンス報告書」については、これまでの問題点及び予測しうる問題点をふまえ、不正行為ないし不祥事が生じないよう対策がとられており、再発防止の効果が大きいと期待でき、今後の徹底した運用が望まれます。

根本的な問題としては、組織としていかに不祥事を未然に防ぐかということであり、その基本は職員相互間の信頼関係と部下、上司との間のコミュニケーションの取りやすさなど、いわゆる風通しの良い職場の構築にあるものと考えます。

IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について

(1) コンプライアンス推進本部

- ・ 11月 9日 東北地方整備局コンプライアンス推進本部を設置
- ・ 11月19日 第1回会合
 (「当面の再発防止対策」の概要説明、「コンプライアンス推進室の設置及び室員」の決定、「アドバイザリー委員会の設置及び委員」の決定、「発注者綱紀保持規程改正案」の決定等)
- ・ 12月13日 第2回会合
 (「平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画(案)」の決定等)
- ・ 12月27日 第3回会合
 (「平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画」の決定等)
- ・ 2月18日 第4回会合
 (「高知県内の入札談合事案に対する中間報告」の概要説明等)
- ・ 3月18日 第5回会合
 (「平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画(案)」の決定等)
- ・ 3月22日 第6回会合
 (「平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画」の決定等)

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

- ・ 11月19日 コンプライアンス・アドバイザリー委員会を設置
- ・ 12月26日 第1回委員会
 (「平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画(案)」に対する提言等)
- ・ 3月22日 第2回委員会
 (「平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画(案)」に対する提言等)